

特記仕様書

業 務 名 府道交野久御山線歩道整備事業に係る基礎調査業務委託
履行期間 令和8年9月2日 から 令和9年3月18日 まで

第1条（準拠仕様書等）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「作業規程の準則」(平成20年3月31日国土交通省告示第413号)(以下「準則」という。)及び「測量業務共通仕様書(令和8年4月大阪府都市整備部)(以下「共通仕様書」という。)を準用するものとする。

(資料は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。)

準則 <https://www.gsi.go.jp/common/000258734.pdf>

共通仕様書 <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/127729/sokuryougyoumu.pdf>

第2条（適用範囲）

本特記仕様書は「府道交野久御山線歩道整備事業に係る基礎調査業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

- 2 本特記仕様書の定めを優先し、業務の性質に応じて、準則または共通仕様書を適用するものとする。
- 3 本特記仕様書に定めのない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条（目的）

本業務は、一般府道交野久御山線津田駅付近の歩道整備事業に伴う、用地取得のための基礎調査業務である。

第4条（履行場所）

本業務の履行場所は、交野市倉治7丁目地内及びその周辺とし、対象面積は0.32万m²を想定している。

第5条（打合せ等）

業務における打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回を行うものとする。

第6条（成果物の提出）

成果品については、金文字バインダー製本1部(電子媒体とじ込み)、電子データを電子媒体(CD-R)で正副2部、図面(縮小版、A3折製本)2部を提出する。

第7条（その他）

現地調査中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安

全確保に努めなければならない。

- 2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

第8条（特記事項）

以下、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

測 量 編

第109条（管理技術者）

管理技術者は、土地・建物の調査及び公図等の転写等の実務経験と十分な知識を有し、下記のいずれかの資格を有しているものとする。

- 1) 土地家屋調査士
- 2) 測量士

第117条（土地への立ち入り等）

- 1) 測量業務を実施する場合、作業班の内一人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3) 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4) 身分証明書の発行対象者は原則として、主任担当者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

－ 以 上 －